

重要事項説明書

(ケアマネジメント)

利用者（甲）に対するケアマネジメントの提供開始に当たり、厚生労働省令に基づいて居宅介護支援事業者（乙）が甲に説明すべき重要事項は、下記のとおりです。

記

1 事業者の概要

- | | |
|-------------|---|
| (1) 事業者名（乙） | 社会福祉法人 水戸市社会福祉協議会 |
| (2) 所在地 | 水戸市赤塚1丁目1番地 |
| (3) 法人種別 | 社会福祉法人（設立 昭和44年3月27日） |
| (4) 代表者氏名 | 会 長 保 立 武 憲 |
| (5) 電話番号 | 029-309-5001 |
| (6) 法人の事業 | 地域福祉事業・高齢者福祉事業・権利擁護サポート事業・生活困窮者自立支援事業・障害者生活介護施設・障害者就労支援施設・介護保険事業・障害者相談支援事業・ボランティア振興事業 等 |

2 事業所の概要

- | | |
|----------------|---|
| (1) 事業所の名称 | 水戸市社会福祉協議会在宅福祉サービスセンター |
| (2) 水戸市指定 | 第 0870100070 号 |
| (3) 所在地 | 水戸市河和田町123番地の1 |
| (4) 電話番号 | 029-309-1201
※緊急連絡先（営業時間外） 090-3233-3578 |
| (5) 通常の事業の実施地域 | 水戸市 |

3 事業の目的と運営方針

介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供します。

介護支援専門員は、利用者の心身の状況をふまえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者及び家族の意向に基づき援助を行います。

4 甲が利用する事業所の職員体制及び職務内容

- | | |
|-------------|--|
| (1) 管理者 | 1人（常勤、介護支援専門員兼務）
主任介護支援専門員が、事業所の職員及び業務の管理を行う |
| (2) 介護支援専門員 | 1人以上
①指定居宅サービス等の種類や内容等を定めた計画の作成
②指定居宅サービス等の援助が適切に提供されるよう利用者及び家族との相談、サービス事業者やその他の者との連絡調整等の便宜の提供
③介護保険施設の紹介その他便宜の提供 |

④利用者担当件数は1人平均40件未満

(3) 事務職員 1人(常勤、兼務) 必要な事務

5 営業時間

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとします。ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除きます。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時00分までとします。なお、電話等により24時間常時連絡可能な体制とし、かつ必要に応じて利用者等の相談に対応します。

6 ケアマネジメントの提供方法及び内容

- (1) ①利用者等の相談を受ける場所 利用者宅及び事業所の相談室等
②使用する課題分析表の種類 居宅サービス計画ガイドライン
③サービス担当者会議の開催場所 利用者宅等
④介護支援専門員の利用者訪問頻度 適宜(月1回以上)
- (2) 認定者等の更新申請は、現在の要介護認定等の有効期間が満了する60日前からできるように必要な支援を行います。
- (3) 事業者は、正当な理由が無い場合は、業務の提供を拒否できないものとします。
(サービス利用が6か月以上ない場合は、契約の終了となる場合があります。)
- (4) 事業者は、事業者に対する苦情を処理するために講ずる措置の概要を明らかにし、事業所内にその手順を掲示します。
- (5) 利用者の訪問看護、通所リハビリテーション等の医療系サービス利用について主治医の意見を求めた場合には、利用者の同意を得て主治医にケアプランを提供します。
・居宅介護支援事業所と入院先の医療機関との連携がスムーズに図れるよう、利用者が入院した場合には、担当ケアマネジャーの氏名及び連絡先を入院先の医療機関にお伝えください。(お渡しした名刺をご提示ください)
- (6) サービス事業者等から報告された利用者の健康状態、服薬等に関する課題、介護支援専門員自身が把握した利用者の状態像について、利用者の同意を得て必要に応じて主治医等(医師、歯科医師、薬剤師)に情報提供します。
- (7) 利用者及び家族に居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数事業所の紹介を求めることができること及び当該事業所を計画に位置付けた理由について説明します。
・事業所が前6か月間に作成したケアプランにおける【訪問介護】【通所介護】【地域密着型通所介護】【福祉用具貸与】の利用割合等は、別紙資料の通りです。
- (8) 障害福祉サービスを利用している利用者が、介護保険サービスに移行する場合には、特定相談支援事業者の相談支援専門員との連携に努めます。

7 虐待の防止について

利用者や家族等の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおりの必要な措置を講じます。

※高齢者虐待防止法に基き、虐待が疑われる高齢者を発見した場合は速かに市町村に通報いたします。

- (1) 虐待防止に関する担当責任者を選定しています。

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 管轄の役所や地域包括支援センター、警察等への通報・連携・協力を努めます。
- (4) 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。

8 身体拘束等の適正化の推進について

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこととします。

身体的拘束等を行う場合には、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、事業所内でその理由について共有します。

9 暴力・暴言・ハラスメントについて

暴言・暴力・ハラスメントを防止するため次に掲げる措置を講じます。

- (1) 暴言・暴力・ハラスメントに対する組織・地域での適正な対応を図るとともに、法人内に責任者を選定しています。

- (2) 職員に対する暴言・暴力・ハラスメントを防止し、啓発普及するための研修を実施します。
- (3) 暴言・暴力・ハラスメント行為が利用者やその家族から職員に対してあった場合には、解約するだけでなく、法的な措置とともに損害賠償を求めることがあります。

【具体的な暴言・暴力・ハラスメントの例】

暴力又は乱暴な言動 ・殴る ・蹴る ・物を投げつける ・刃物を向ける ・怒鳴る
 ・奇声や大声を発する等

ハラスメント行為 ・不必要に身体を触る ・手を握る ・腕を引っ張り抱きしめる
 ・卑猥な画像や動画を見せる等

その他 ・職員や他者の個人情報を求める ・ストーカー行為等
 ・業務に関係のない、長電話や呼び出しなど。

当事業所は、ご利用者、家族様双方の信頼関係を損壊する行為に改善の見込みがない場合や、社会通念を超えた苦情やハラスメント行為などについて、当事業所及び、介護支援専門員に迷惑を被る行為と判断した場合には、管轄の地域包括支援センターへ相談を行い契約解除とさせて頂く場合もあります。

10 BCP（事業継続計画）の策定について

事業所は、事業継続計画の策定のために、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所は、感染症や自然災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 介護支援専門員に対し事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行います。

11 感染症の予防及びまん延の防止のための措置について

事業所は、感染症が発生した際の予防及びまん延防止のために、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置等を活用して行うことができるものとする）を概ね6ヶ月に1回以上開催します。また、その結果を介護支援専門員に周知徹底します。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

12 ヤングケアラーの支援について

事業所は、ヤングケアラーの支援のために、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所は、居宅介護支援事業の業務を行う際にヤングケアラーに該当するケースを発見した場合には、ヤングケアラーコーディネーターに情報共有します。また、児童虐待に当たる可能性が高い等、緊急性が高い場合は、子供家庭支援センター及び児童相談所に繋がります。
- (2) ヤングケアラーコーディネーターの呼びかけに応じ、情報共有や支援検討の会議等の場があれば参加します。また、定期的に訪問する際には、必要に応じ、ケアの状況の把握や本人の意向の把握を行います。
- (3) サービスが入った後も訪問時等にヤングケアラーのことを気かけながら、定期的な見守りを行います。

13 利用料その他の費用の額

(1) 利用料

利用料については、重要事項説明書《居宅介護支援利用料金表》のとおりです。

要介護認定で要介護と認定された方は、介護保険からケアマネジメントに関する費用の全額が直接当事業者に給付されるため、自己負担はありません。ただし、保険料の滞納などにより、保険給付金が直接業者に支払われない場合は、相当額を個人負担していただきます。

(2) 交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。ただし、それ以外の地域の方への訪問は、公共交通機関利用実費を負担していただきます。なお、自動車を使用した場合は、訪問ごとに、事業の実施地域を越えた地点から1キロメートル当たり20円を負担していただきます。

(3) 支払方法

料金が発生する場合、月ごとの清算とし、毎月20日までに前月分を請求させていただきますので、7日以内にお支払ください。

※利用料は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、改定された場合にはそれに準じて変更となります。

14 相談・苦情の窓口

当事業所の窓口

(1) 利用者相談窓口

水戸市社会福祉協議会在宅福祉サービスセンター

- ア 住 所 水戸河和田町123番地の1
イ 電話番号 029-309-1201 (FAX029-309-1234)
ウ 担 当 水戸市社会福祉協議会 在宅福祉サービスセンター所長 加藤木 征子
主任介護支援専門員 國見 裕子
エ 利用時間 月～金曜日の午前8時30分～午後5時00分(休業日を除く)

【苦情解決の手順】

- ①利用者等の苦情等に対して、施設・事業所・係に苦情受付担当者（施設長・所長・室長・係長・担当課長）を置いて受け付け調査を行います。

苦情解決に関する責任者	水戸市社会福祉協議会 事務局長 埴 行弘
-------------	----------------------

- ②直接事業所等に申し立てがしづらい人は、直接第三者委員に相談ができます。
③申し立てられた内容につきましては、事業所又は法人事務局より改善案を利用者・第三者委員に提出します。

第三者委員

第三者委員	連絡先
水戸市社会福祉協議会監事 磯崎 和廣	029-292-2543
国際医療福祉大学准教授 若林 功	0287-24-3047 (国際医療福祉大学)

- ④各事業所は改善案に沿った運営を行います。

その他の相談等受付機関

(1) 茨城県国民健康保険団体連合会介護保険課 介護保険苦情相談室

- ア 住 所 水戸市笠原町978番26 市町村会館3階
イ 電話番号 029-301-1565 (FAX029-301-1579)
ウ 利用時間 平日(月曜日～金曜日)の午前9時00分～午後4時30分
※ 祝日及び12月29日から1月3日を除きます。

(2) 水戸市役所介護保険課

- ア 住 所 水戸市中央1-4-1 (水戸市役所1階)
イ 電話番号 029-232-9177 (FAX029-232-9230)
ウ 利用時間 月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分
※ 祝日及び12月29日から1月3日を除きます。

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

甲（利用者）

住 所

氏 名 _____ 印

電話番号

私は、利用者の契約意思を確認し利用者に代わり上記署名押印を行いました

甲の関係者（甲との関係 _____ ）

住 所

氏 名 _____ 印

電話番号

甲の法定代理人（選任されている場合）

住 所

氏 名 _____ 印

電話番号

ケアマネジメント提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

重要事項説明者

社会福祉法人水戸市社会福祉協議会 氏 名 _____

担当介護支援専門員は、

水戸市社会福祉協議会在宅福祉サービスセンターの _____ です。

《居宅介護支援利用料金表》

令和 6 年 4 月 1 日改定

居宅介護支援費/月	要介護 1	11,620 円
	要介護 2	
	要介護 3	15,097 円
	要介護 4	
	要介護 5	

初回加算	3,210 円	
特定事業所加算 II	4,504 円	
特定事業所加算 III	3,456 円	
特定事業所加算(A)	1,219 円	
入院時情報連携加算 I	2,675 円	
入院時情報連携加算 II	2,140 円	
退院・退所加算	(I)イ	4,815 円
	(I)ロ	6,420 円
	(II)イ	6,420 円
	(II)ロ	8,025 円
	(III)	9,630 円
通院時情報連携加算	535 円	
緊急時等居宅カンファレンス加算		2,140 円
ターミナルケアマネジメント加算		4,280 円

※利用料は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、改定された場合にはそれに準じて変更となります。

※居宅介護支援に関するサービス利用料金については、ご利用者様の自己負担はありません。

※介護保険料の滞納などにより、事業者が介護保険からサービス利用料金給付を受けられない場合は、利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。後日、市町村(保険者)でお手続きをされますと、所定額の払い戻しを受けることができます。